

各部局等における男女共同参画推進進捗状況一覧

部局等名	推進計画	進捗状況等
大学院生命科学 研究部(医学系)	<p>1. 11月までに男女共同参画推進委員会を設置する。 既存の「医学部男女共同参画委員会部局委員」が「医学部男女共同参画推進委員会」を兼ねて、生命科学系事務課長を加える。</p> <p>2. 各部局における男女共同参画推進の具体的計画(可能な限り数値目標を設定する。)を策定する。 (1)男女共同参画推進セミナーを年1回程度実施し、参加者の男女比率について、男性教職員5割以上を目指し意識改革を行う。 (2)育児休暇支援 現在育児休暇中及び育児休暇取得経験者から、休暇を申し出た際の①困ったこと、②気兼ね、③良かったこと、④配偶者の協力、⑤大学への要望等の実態を調査・把握し、支援方法を検討する。 (3)女性教員の採用を15%以上とする。 (4)介護休暇支援 介護休暇の実態を調査し、介護休暇取得経験者から休暇を申し出た際の①困ったこと、②気兼ね、③良かったこと、④配偶者の協力、⑤大学への要望等支援方法の実態を調査・検討し、支援方法を検討する。</p> <p>3. 大学への要望 (1)男女共同参画推進に対する、苦情申し立て窓口・担当者等を設置・整備し、教職員に周知するとともに、問題点等に対し迅速な対応、解決を行う。 (2)女性教員を採用した場合、その部局の教育研究費の予算配分割合を増やす。 (3)学長指名の副学長、学長特別補佐、理事に女性を登用する。 (4)大学主催の男女共同参画にかかるセミナー・シンポジウム等については、eラーニングシステムの使用を可能にする。</p>	<p>医学部における男女共同参画推進の対応(平成20年1月31日付け回答)に基づき、男女共同参画推進委員会を設置した。しかし、セミナー開催については講師謝金等の予算措置が不可能であること等により、実現できませんでした。今後、男女共同参画を推進するために、大学からの予算措置を要望いたします。</p> <p>1 「熊本大学大学院生命科学部における男女共同参画の推進に関する委員会規則」を制定し、平成22年4月1日から施行した。本規則は、従来の生命科学部全体の男女共同参画推進委員会を、各系(医学系、薬学系、保健学系)ごとに分け、各系の現状を踏まえた上で、その推進を図ることができるよう配慮した。 また、委員長については、生命科学部部長が全て担当し、研究部全体の総括にあたることにした。 なお、課長を委員に加えることは、引き続き検討するが、推進委員会の開催にあたっては、常時、課長が陪席することとしている。</p> <p>2 (1) 全学のセミナー参加については、毎回呼びかけを行ってきた。 今後、医学部附属病院の男女共同参画委員会と共に、セミナー等の共同開催について検討する。 (2) 今年度内に実行予定である。 ●下記事項について、男女共同参画推進委員会で協議する 【育児・介護休業取得者に対して】 ①該職員の復職時期に合わせ、業務関連の情報提供を行う。 ②メンターの配置(休業取得前後の時期を含める) 【一般職員に対して】 ③職員全員が諸制度(育児・介護休業、短時間勤務等)に関する理解を深めるように、情報提供を行う。 ④男性職員が育児休業を取得しやすい環境整備 ※全学で実施されている研究補助者雇用事業に個別に応募し、4名が支援を受けた。</p> <p>(3) 昨年度は、目標数値を下回っており、目標を達成できなかった。(昨年度実績11.5%)</p>